

千葉県農業再生協議会
肥料価格高騰対策事業 業務方法書

制定：令和4年9月14日
一部改正：令和5年8月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、千葉県農業再生協議会（以下「千葉県協議会」という。）が行う肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 千葉県協議会は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援すること等を通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 千葉県協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）及び実施要領第4に定める市町村等により構成される協議会（以下「地域協議会」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

(事業実施計画書等の作成及び支援金の申請)

第3条 取組実施者は、取組計画書を作成し、千葉県協議会が別に定める日までに様式第1号により千葉県協議会に申請を行うものとする。

2 千葉県協議会の長（以下「千葉県協議会長」という。）は、前項により申請のあった取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には取組実施者に対し、実施要領第10の1の（2）のイの規定に基づき、様式第2号により採択された旨を通知するものとする。

3 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項及び第2項の手続に準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については千葉県協議会に届出を行うものとする。なお、取組計画書の変更を行う場合には、あらかじめ千葉県協議会に変更内容を相談するものとする。

(地域計画書等の作成及び交付金の申請)

第4条 地域協議会は、地域計画書を作成し、千葉県協議会が別に定める日までに様式第3号により千葉県協議会に申請を行うものとする。

2 千葉県協議会長は、前項により申請のあった地域計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には、実施要領第10の2の（1）のイの規定に基づき、様式第4号により関東

農政局長に協議を行うものとする。

- 3 実施要領第 10 の 2 の (1) のカの規定に基づき、関東農政局長の通知を受けた千葉県協議会長は、様式第 5 号により事業実施計画書を作成し、交付等要綱第 10 第 1 項に定める交付申請書とともに関東農政局長に提出するものとする。
- 4 実施要領第 10 の 2 の (1) のクの規定に基づき、関東農政局長から通知を受けた千葉県協議会長は、速やかに様式第 6 号により地域計画書を提出した地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）に承認された旨を通知するものとする。
- 5 千葉県協議会は、地域協議会において採択された地域計画書に即して適正に支援が行われるよう必要に応じて指導を行い、適正な支援が行われていないことが明らかになった場合は、採択を取り消すことができるものとする。
- 6 地域協議会は、地域計画書の変更が生じた場合には、千葉県協議会に提出して承認を受けるものとする。なお、地域計画書の変更を行う場合には、あらかじめ千葉県協議会に変更内容を相談するものとする。

(支援金及び交付金の支払)

- 第 5 条 取組実施者及び地域協議会長は、第 3 条第 2 項又は前条第 4 項の通知を受けたときには、千葉県協議会長に対し、様式第 7 号により、支援金の振込先の口座情報を提出するものとする。
- 2 千葉県協議会長は、前項により提出された口座に支援金又は交付金を振り込むことで支払いを行うものとする。

(支援金及び交付金の返還)

- 第 6 条 取組実施者及び地域協議会長は第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項に基づき提出した取組計画書又は地域計画書の変更等により、千葉県協議会から支払われた支援金又は交付金に余剰が生じた場合は、千葉県協議会長に申し出なければならない。
- 2 千葉県協議会長は、前項による取組実施者又は地域協議会長からの申出があった場合、取組実施者又は地域協議会長が交付等要綱、実施要領、適正化法及び適正化法に基づく命令等の法令に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金又は交付金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、千葉県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者又は地域協議会長に送付しなければならない。
 - 3 千葉県協議会長は、前項による返還を求めた場合において、取組実施者又は地域協議会長が支援金又は交付金の受給の日からの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を請求するものとする。
 - 4 前項により返還を求められた金額を支払わない取組実施者又は地域協議会長があるときは、千葉県協議会長は期限を指定してこれを督促するものとする。
 - 5 第 2 項及び第 3 項の返還を求められた取組実施者及び地域協議会長は、第 2 項の期日までに求められた額を千葉県協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、取組実施者及び地域協議会長は、千葉県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者及び地域協議会長は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに千葉県協議会長に提出しなければならない。
 - 6 千葉県協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者又

は地域協議会長に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者又は地域協議会長に送付するものとする。

- 7 千葉県協議会長は、取組実施者又は地域協議会長が第2項及び第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者又は地域協議会長への支援金又は交付金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理

（資金の管理）

第7条 千葉県協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、千葉県協議会が定めた「肥料価格高騰対策事業会計」及び「化学肥料低減定着対策事業会計」から行わなければならない。当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。

- 2 千葉県協議会は、前項の資金を千葉銀行により管理する。

（概算払の請求）

第8条 地域協議会は、本事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、概算払請求書（様式第8号）を作成し、千葉県協議会長に提出するものとする。

- 2 千葉県協議会長は、前項により提出を受けた当該事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとし、その場合は関東農政局長に交付金の概算払請求を行うことができるものとする。

第4章 報告

（事業実績報告）

第9条 取組実施者は、千葉県協議会が別に定める日までに実施要領第10の1の（3）のAに基づき、取組実績報告書（様式第9号）を作成し、千葉県協議会長に提出するものとする。

- 2 地域協議会は、実施要領第10の2の（2）のAに基づき、事業実績報告書（様式第10号）を作成し、千葉県協議会が別に定める日までに千葉県協議会長に提出するものとする。

なお、地域協議会は、原則として令和6年2月10日までに交付対象者に対し、取組個票の取組実績等の確認方法に掲げた書類を提出させ、交付金の交付要件を満たしているかどうかを確認するため、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、遅くとも同年2月末日までに申請する交付金の額を確定するものとする。

（事業評価の報告）

第10条 取組実施者は、千葉県協議会が別に定める日までに実施要領第13の2に基づき、取組実施状況報告書（様式第11号）を作成し、千葉県協議会長に提出するものとする。

- 2 前項の提出を受けた千葉県協議会は、その内容について確認を行うものとする。その際、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。
- 3 前項の確認を円滑かつ適正に行うため、取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。また、地域協議会は交付対象となった取組の実績に関する記録を保存しなければならない。
- 4 関東農政局長が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、千葉県協議会、取組実施者及び地域協議会は当該調査に協力するものとする。

（取組の中間報告等）

第11条 千葉県協議会長は、実施要領第14の1に基づき、取組実施者に対し、様式第12号によ

り、令和5年12月末日までに取組中間報告書を提出させるものとする。

- 2 前項の提出を受けた千葉県協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

(取得財産等の管理)

第12条 本事業により交付対象者が交付等要綱第26第1項に規定された財産（以下「取得財産」という。）を取得した場合、法定耐用年数が経過するまでは、取得財産の導入を行う者（以下「導入者」という）による善良なる注意義務をもって当該財産を管理することとする。また、導入者は、本事業により導入した取得財産を常に良好な状態で管理し、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。ただし、導入者が当該財産の管理運営を直接行い難い場合には、地域協議会を通じて、千葉県協議会と協議し、適当と認める者（以下「管理主体」という。）に管理運営をさせることができる。

- 2 千葉県協議会及び地域協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、導入者及び管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、千葉県協議会及び地域協議会は、関係書類の整備、機械の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、導入者及び管理主体を十分に指導監督するものとする。
- 3 千葉県協議会は、地域協議会を通じて、導入者及び管理主体に対し、様式第13号の財産管理台帳その他関係書類の写しを千葉県協議会が別に定める日までに提出させるものとする。
- 4 導入者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ千葉県協議会を通じて、関東農政局長の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

第13条 千葉県協議会、取組実施者及び地域協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

- 2 取組実施者又は地域協議会は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、支援金又は交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。
 - 一 化学肥料の使用量低減の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）
 - 二 支援金又は交付金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、領収書、納品書、請求書等）
- 3 取組実施者又は地域協議会は、第1項及び前項の書類等について、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(その他)

第14条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、千葉県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。

附 則

- 1 この業務方法書は、関東農政局の変更承認のあった日から施行する。
- 2 この施行の際、現にあるこの業務方法書の改正前の様式により使用されている書類は、この業務方法書の改正後の様式によるものとみなす。

(業務方法書 様式第1号)
参考様式第5-1号

番 号
年 月 日

千葉県農業再生協議会長 様

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和○年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の(変更)承認申請書

令和○年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成(変更)したので、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第10の1の(2)のア(第10の1の(2)のウ)に基づき、別添のとおり提出する。

(注) 参考様式第5-2号(参加農業者名簿)、参考様式第2号(化学肥料低減計画書)、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

秋用肥料分	春用肥料分	年間

(注) 該当するものに○を付けること

第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 参加農業者の概要

参考様式第5-2号のとおり。

参加農業者数（件）

第3 所要額

○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に 応じます。	
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を 受けた年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から 求められた場合は提出します。	
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありま せん。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請した ことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないこ とが判明した場合	
4 本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関 で共有することを承諾します。 (注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	

(業務方法書 様式第2号)
参考様式第7号

番 号
年 月 日

取組実施者名 代表者氏名 様

所 在 地 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
事業実施主体名 千葉県農業再生協議会
代 表 者 氏 名 会長

令和〇年度肥料価格高騰対策事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった肥料価格高騰対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の1の（2）のイの規定に基づき通知する。

様式第3号（参考様式第9号）

番 号
年 月 日

千葉県農業再生協議会長 殿

所在地
〇〇地域協議会
会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業地域計画書の承認申請書

化学肥料低減定着対策事業の実施にあたり、地域計画書を作成したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（1）のアの規定に基づき、別添のとおり提出する。

（注）地域計画書【取組個票】、事業費の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

化学肥料低減定着対策事業地域計画書（実績報告書）

第1 地域協議会の概要

地域協議会名		
代表者の役職・氏名		
事務局の所在地	〒	
担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 事業費

取組事項	取組の名称	事業費 (A+B)	負担区分	
			交付金 (A)	自己資金等 (B)
個票 番号1	○○○	円	円	円
個票 番号2	○○○			
推進に 係る費 用	—			
合 計	—			

第3 取組個票の達成目標（取組予定面積）

個票 番号	取組の名称	取組予定面積 (ha)
1	○○○	
2	○○○	

- (注) 1 「取組予定面積 (ha)」欄には、取組個票に記載した「取組予定面積」を記入すること。
 2 実績報告書においては、「取組予定面積 (ha)」を「取組面積 (ha)」に変更すること。

第4 推進に係る費用の内容

費目	細目	経費の根拠	事業費 (A+B)	負担区分	
				交付金 (A)	自己資金等 (B)
備品費			円	円	円
賃金等					
事業費	会場借上				
	通信・運搬費				
	借上費				
	印刷製本費				
	消耗品費				
	燃料費				
	情報発信費				
	役務費				
旅費					
謝金					
委託費					
雑役務費	手数料				
	租税公課				
合計		—			

(注) 別記3の費目と細目を記入すること。

第5 交付金の合計が都道府県協議会から交付された交付金額を超えた場合の調整方法

--

第6 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 実績報告書においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第7 添付資料

- ・地域計画書【取組個票】
- ・事業費の算出根拠となる証拠書類

第8 誓約・同意事項

地域協議会は、交付金の申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
<p>1 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に 応じます。</p> <p>2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、事業の完了の日の 属する年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等か ら求められた場合は提出します。</p> <p>3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありま せん。</p> <p>ア 地域計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判 明した場合</p> <p>イ 正当な理由がなく、地域計画書に記載した取組を実施していないことが判明 した場合</p> <p>4 本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関 で共有することを承諾します。</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>		

地域計画書【取組個票】

個票番号	
取組の名称	
取組の目的	
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	
取組内容	
交付対象者	
交付単価	
交付単価の設定根拠	
取組実績の確認方法	
取組予定面積	
事業費	
うち交付金の所要額	

- (注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあつては、「取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件等を付すこと。
- 2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

様式第4号（別紙様式第8号）

番 号
年 月 日

関東農政局長 殿

所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県農業再生協議会
会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業地域計画書協議申請書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（1）のイの規定に基づき、地域計画書の内容について審査を行い、適当と認められるので、関係書類を添えて協議する。

（注）参考様式第9号（地域計画書）事業費の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

化学肥料低減定着対策事業実施計画書（実績報告書）

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名			
代表者の役職・氏名			
事業実施主体事務局が所在する住所	〒		
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		

第2 化学肥料低減定着対策事業の内容

（1）事業の取組方針

--

（注）都道府県の減肥方針や提出された地域計画書の取組個票等から、本事業の取組によって目指す方向について記入してください。

（2）地域協議会の計画

地域協議会名	取組の名称	取組予定面積 (ha)	事業費 (A+B)	負担区分	
				交付金 (A)	自己資金等 (B)
			円	円	円

（注）適宜、行を追加すること。

実績報告書においては、「取組予定面積 (ha)」を「取組面積 (ha)」に変更すること。

第3 肥料価格高騰対策推進事業の内容

(1) 推進・指導事務計画

実施時期	回数等	推進・指導内容等	備考

(2) 審査・交付事務計画

実施時期	審査・交付事務内容	地域協議会数	備考

(3) 実施確認事務計画

実施時期	実施確認事務内容	地域協議会数	備考

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

--

(5) 推進事業実施計画

事業項目	支援対象経費	推進事業費（千円）	備 考
1 推進・指導事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
2 審査・交付事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
3 事業実施確認事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
4 その他	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費		
	小 計		
	合 計		

第4 事業実施経費

経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A + B) 円	負 担 区 分		経費の根拠	備考
		交付金 (A) 円	自己資金等 (B) 円		
1 化学肥料低減 定着対策事業					
2 肥料価格高騰 対策推進事業					
				○円×○回	
合 計					

(注) 1 「経費の根拠」欄は、「肥料価格高騰対策推進事業」のみ記載すること。また、「区分」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。

2 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第5 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 「化学肥料低減定着対策事業実績報告書」においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第6 添付資料

- 1 各地域協議会の地域計画書を添付すること。
- 2 推進事業を委託した場合には、「化学肥料低減定着対策事業実績報告書」においては委託契約書を添付すること。
- 3 その他、地方農政局長等が必要と認める書類。

様式第6号（参考様式第10号）

番 号
年 月 日

地域協議会名 代表者氏名 殿

所在地 千葉県千葉市市場町1-1
千葉県農業再生協議会
会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業承認通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった化学肥料低減定着対策事業地域計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（1）のクの規定に基づき通知する。

年 月 日

千葉県農業再生協議会長 様

所在地
取組実施者名
代表者氏名

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

支援金（交付金）（注）の振込口座

金融機関（ゆうちょ銀行以外）															
金融機関コード（数字4桁）				金融機関名											
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金											
支店コード（数字3桁）				支店名											
預金種別（該当のものにレ印を付けてください）							口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）								
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知															
口座名義															
カナ															
漢字															
ゆうちょ銀行															
記号（6桁目がある場合は※部分に記入）							番号（右づめで記入）								
						※									
口座名義人															
カナ															
漢字															

（注）肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業については、「支援金」を「交付金」に変更すること。

様式第8号（別記様式第7号）

令和〇年度肥料価格高騰対策事業費補助金（〇〇〇〇事業）（注）
概算払請求書

番 号
年 月 日

関東農政局長 殿
官署支出官 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）第20の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

（注）括弧内は別表の区分に掲げる1のア又はイの事業名を記載すること。

記

区 分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注）1 下線部は、第19第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の「遂行状況報告」欄は空欄とすること。

2 「区分」欄は、別表の区分及び経費の別に記入すること。

年 月 日

千葉県農業再生協議会長 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第10の1の(3)のアの規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 取組計画書に変更があったときは、取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)し添付すること(標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」に変更すること)。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書(実施要領参考様式第5-1号の別添を実績報告書としたものと同参考様式第5-2号を言う)。
- (2) 取組計画書又は取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類(申請時以降変更のない場合は省略できる)。
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

様式第 10 号 (参考様式第 12 号)

番 号
年 月 日

千葉県農業再生協議会長 殿

所在地
〇〇地域協議会
会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第10の2の(2)のアの規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 地域計画書に変更があったときは、地域計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正(変更前の部分は取消線で修正)し添付すること(標題を「化学肥料低減定着対策事業地域計画書」から「化学肥料低減定着対策事業実績報告書」に変更すること)。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 化学肥料低減定着対策事業実績報告書(実施要領参考様式9号の別添を実績報告書としたものを言う。)
- (2) 地域計画書又は地域計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類(申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- (3) 取組内容として機械の導入又はリース導入の取組を位置付けている場合は、地域内において当該取組が拡大することを示す拡大計画
- (4) 取組実績の確認方法として作成又は収集した書類

様式第 11 号（参考様式第 13－1 号）

年 月 日

千葉県農業再生協議会長 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和○年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 13 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・参考様式第 13－2 号
- ・参考様式第 14 号
- ・その他農政局長等が必要と認める書類

肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

第1 取組実施者名

--

第2 事業の取組概要

参加農業者数（件）	取組面積（ha）

第3 取組実績

取組メニュー	取組の実績
ア 土壌診断による施肥設計	
イ 生育診断による施肥設計	
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	
エ 堆肥の利用	
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）	
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む。）の利用	
ク 緑肥作物の利用	
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	
コ 低成分肥料（単肥配合を含む。）の利用	
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む。）	
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	

番 号
年 月 日

千葉県農業再生協議会長 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和○年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 14 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

取組の実施状況

取組メニュー	取組の実施状況

(注)

- 1 取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。
- 2 参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。

様式第13号（別記様式第11号）

財 産 管 理 台 帳

市町村名

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種 目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国庫補 助金	都 道 府 県 費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

参考様式第5-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	市町村名	参加農業者	支援予定額 (円)				備考	
		氏名 又は 法人・組織名	秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分)			総合計
			当年の肥料費	支援予定額	当年の肥料費	支援予定額		
集計		-						

(注)

- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{前年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、国、都道府県及び市町村から、支援金又は補助金（以下「地方自治体支援金等」という。）が交付されている場合にあつては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金等}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
 ※地方自治体支援金等のうち、
 ①肥料費分を区分せずに肥料以外のコストを含めて支払われた補助金等
 ②令和4年6月から令和5年5月までの間の対象期間以外の肥料費に対して支払われた補助金等
 については、本事業の支援金の調整の対象とはならない。
- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積(ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

秋用肥料	春用肥料	年間

注: 該当欄に〇

氏名(法人・組織名) _____
 住所 _____
 電話番号 _____

1. 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
 2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、以下の内容について誓約・同意します。

1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
 2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に応じます。
 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた場合は提出します。
 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
 5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) _____

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。